

令和4年 第7回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年12月9日

招集年月日	令和4年12月5日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和4年12月5日 午前10時10分			議長	中本 正廣
	閉会	令和4年12月9日 午前11時28分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	△
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	3 番	佐々木 道則		4 番	小 島 俊 二	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	—	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	—	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	—	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	—	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	—		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	—		—	—	
	企 画 課 長	—		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	—		—	—	
	住 民 課 長	—		—	—	
	産 業 観 光 課 長	—		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	—		—	—	
	衛 生 対 策 室 長	—		—	—	
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和4年12月9日

	諸般の報告
追加議案 議案第90号	職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について
追加議案 議案第91号	安芸太田町職員の降給に関する条例の制定について
追加議案 議案第92号	安芸太田町職員の定年等に関する条例の一部改正について
追加議案 議案第93号	安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正について
追加議案 議案第94号	工事請負契約の変更について
請願第5号	増水時における修道橋の安全性に関する請願
	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について

令和4年第7回定例会
(令和4年12月9日)
(開会 午前11時00分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1、諸般の報告

○中本正廣議長

「日程第1、諸般の報告」を行います。昨日、町長から、お手元に配付のとおり、議案第90号から議案第94号までの5議案が追加議案として送付されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2、議案第90号

日程第3、議案第91号

日程第4、議案第92号

日程第5、議案第93号

○中本正廣議長

日程第2、議案第90号、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備についてから、日程第5、議案第93号、安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの4件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

ご説明をさせていただきます。議案第90号、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について、続いて議案第91号、安芸太田町職員の降給に関する条例の制定について、議案第92号、安芸太田町職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第93号、安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第90号から議案第93号までの4議案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ制度に必要な関係条例の整備について、上程するものです。

詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

議案第90号から議案第93号について、詳細説明を申し上げます。令和3年に国家公務員法が改正され、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や、高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るための諸制度が設けられました。これを受け、地方公務員法も改正をされ、地方公務員の定年についても国家公務員と同様、令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられることとなりました。本議案ではこの改正に対応するために必要な条例改正等を盛り込んだものでございます。それでは改正の主な内容について、簡潔にご説明を申し上げます。定年年齢の引上げについて。現行の定年年齢60歳について、令和5年度から2か年ごとに

1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度には65歳とします。役職定年制の導入について。役職定年は60歳とし、管理職の職員は60歳に達した日以後の最初の4月1日から非管理職に降任するものとするものです。60歳から定年年齢までの間の給料月額を引き下げについて。60歳に達した後の最初の4月1日以降、60歳到達時点の給料月額の7割水準とした給料月額への引き下げを行うものでございます。定年前再任用短時間勤務の導入について。60歳を超えて、定年退職日前に退職した職員を本人が希望する場合は、4月1日から本来の定年退職日に相当する日までを任用期間とし、再任用短時間勤務職員として採用できることとするものでございます。そのほか、役職定年後の降格先の整理に伴う、管理監督職の見直しとして、管理職指定とする課長補佐等について管理職手当の支給を行うこととし、課長補佐級を管理監督職に準ずる職と位置づけ、降格先を主査とすることへの整理、また高齢層職員の昇給抑制措置として、定年引上げ制度導入に合わせ、55歳を超える職員の昇給抑制措置を導入する、等々を整理させていただいたものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

関連4議案についてですね、少し説明を加えていただきたいというように思います。まず、定年延長に伴う関連議案でございますけれども、全体的な人件費の支給総額への変化・影響についてはいかがが見通しを立てておられますかと言う点、それから2点目、新規採用者、一応職員ですね、新規採用者への変化・影響等についてどのように今、お考えかなという点が2点目、3点目は定年延長に伴う職員の管理体制の問題ですね、管理体制に係る包括的な対応というのが色々あると思いますけれども、特に定数者、定数管理の問題ね、どのように変化・影響が出てくるのか、どう見通しが立てられておるか、いう点が1点、それからもう1点は、組織体制、組織体制の関係ですが、まあ、あの、組織がありますけれども、これ議会のほうで、どうこう言う話ではありませんけれども、執行部のほうでですね、どういうお考えの中で組織体制が変化してくるかという点について説明を加えてみてください。それから一つは定数管理は今、言うたかね、言うたよね。それから今度、もう一つは人事評価の関係ですね、人事評価の関係が今のまま行かれるのかですね、あるいは定年延長を契機に、人事評価の仕方についてはこれを機に改めていくと、あるいは改善していくというお考えがあるかどうか、等々の点についてですね、以上3点ばかり、説明を加えてください。

○中本正廣議長

はい、長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

それではお答えをさせていただきます。まず、人件費の影響、人件費総額の影響というご質問を頂戴いたしました。これはやはり制度導入した数年に関しましてはですね、どうしても少なからず影響があるかと考えております。先程、申し上げましたとおり定年、60歳で役職定年を迎えた暁にはですね、給料7割程度になるといったことを鑑みても、やはり人数の関係、それから後程申し上げますが新規採用職員の関係、ございます。いくら、例えば新規採用職員の抑制をしたとしてもですね、数年の影響というものは避けられないというふうに考えております。新規採用職員の影響でございます。こちらの部分に関しましては現在の定員適正計画の中では、概ね3名ずつの採用というような流れで計画をしておりました。このあたりはですね、また同じように質問をいただいておりますけれども、定員管理の計画自体の見直し、焼直しも必要かもしれませんが、当面は現行の定員管理でみた場合に、やはりこの採用に関しましては2名程度ずつに変更していく必要があるというふうに考えております。定数管理については、今申し上げたとおりでございます。それから組織体制というご質問を頂戴いたしました。恐らく

これがですね、一番難しい問題になってくるのが役職定年という形になります。今、例えば課長職であります職員が一般職になったとしてもですね、このあたりの、職場へのどの位置に配置するか、またどういった知識をもって、職員が何を業務にあたっていくのか、こういったところをですね、コントロールしていく必要があるというふうに考えております。このあたりのところはですね、先程全員協議会では説明をさせていただきましたが、あらかじめ役職定年等は当該職員のほうへ説明をし、希望を聞くということになっておりますので、このあたりをしっかりと吟味しですね、配置の場所については、当面は計画をしていきたいというふうに考えております。最後に人事評価の部分について、ご質問を頂戴いたしました。正直ですね、この人事評価の制度に関しましては、やはり職員のモチベーションの維持、それから昇給や勤勉手当等の反映といったものを目的にしておるものでございます。現行ではですね、業績評価というものとは能力評価と、二つの人事評価というものを行っております。これで勤務の状況を、また業績の状況をみるのが業績評価というものでございます。こちらに関しましては、例えば 60 歳を超えた職員も同様にですね、業績については評価をしていく必要があると思っておりますので、変更のほうは、取り分け考えていないところでございますが、やはり能力評価というところの部分でですね、昇給等、検討しているところでございます。このあたりのところは、少し焼き直しが必要なのかなというふうに思っておる部分でございますので、また合わせてですね、こちらの部分は制度の導入前にしっかりと検討していきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

9 番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

はい。一般行政職はもとよりですね、教育行政の分野、あるいは医療、病院関係の対象職員さんへも適用される訳でございますから、そういう医療業界、それから教育業界あたりの変化・影響等についてはですね、今想定される部分があれば、少し付け加えてください。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

まだ県教育委員会からは、本件における具体的な取扱いは明確ではございませんが、町の職員のこれまでの再任用の扱いと若干違うのは、管理職である校長が再任用校長として位置付くという制度が今ありますので、定年延長においても、一部ですね、校長の中には定年延長したまま校長に留まるというようなことは、考えられております。全国の中で非常に比率が高いのは東京都が非常に再任用校長が多いという点では、次の教員の再任用、あるいは時期校長の昇格のですね、機会をなかなか妨げているというような状況がありますので、県のほうも、そこら慎重に検討がしたいとのことで、本町でも加計中学校の校長が 3 年間、再任用校長をやったというような実例がございますが、県内的には 20 数名、今いますので、優秀な校長等については、そうゆうふうな形になろうと思っております。あまり、そういう点での実態は変わりはないんじゃないのかなと考えます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

病院事業のほうの影響でございます。実際にはですね、医療技術者のほうに関しましては、診療報酬制度の中で立ち回っていきますので、ここは影響のほうはあまり考えておりませんが、いわゆる事務職員のほうですね、こちらの部分に関しましては特にまた人事の硬直化というものが非常に懸念されるというふうに考えておりますので、現在も行っておりますけれども、例えば行政職との交流人事ですね、

こういったものを活用し、人事の硬直化等が起こらないような配慮、必要だというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

来年度、5年度からですね、13年度まで、色々段階的に影響という表現が良いかどうかは分かりませんが、かなり変化が出てくるのが予想されますよね。そういう意味で町長以下、教育長・病院管理者のほうもですね、しっかりと対応をいただければというふうに思います。もう一点、人事評価にこだわる訳ではございませんけれども、これを機にですね、定年延長を機に今現在、人事評価をやられておる訳ですが、ほとんど見えないんですね、ほとんど見えない。それがどういうふうに反映されておるのか、その成果はどうか、ほとんど見えん状態ですよ。これ町長に質疑したほうが良いのかなというふうに思いますけれども、これ定年延長を契機にですね、人事評価結果の概要、概要をですね、議会のほうへの報告、あるいは場合によっては一部公表・公開あたりをしていくというようなことは、お考えとしてはどうですかね。それを少し、伺いたい訳ですが。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。人事評価の件について、改めてご質問をいただきました。現状、人事評価を始めさせていただいて、それをボーナスに、まずは適用するという形で本町は取り組みをさせていただいております。今後は、そういったボーナスに限らず、昇給の部分についても適用をしていかなければならない、我々としては、適用していきたいということでございますが、そういった準備も進めているところでございます。それとは別に、その内容の公表ということ、ご指摘いただきました。どういう形で議会へ報告、あるいは公表させていただくかというのは、ちょっとこれから、内部で検討させていただければと思っておりますが、重要は示唆だと思っておりますので、宿題として受け止めさせていただければと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。大江議員。

○大江厚子議員

はい。役職の定年制、降格というのは分かるんですが、60・59とか、そのへんで役職のチャンスを逃した人、可能性も出てくると思うんですが、そういう職員に対しての、この昇格っていうのは、60歳以上はどうなるのでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

現時点で、というお話をさせていただくんですけれども、今の定年延長の制度のしくみというのを考えた時に、やはり、できるだけ若い方にその経験を積んでいただきたいといった趣旨を鑑みれば、やはり60歳以上で、基本的には、基本的にはと申し上げておきますけれども、役職が付くということは、よほど人事の問題等がない限りは、今のところは考えていないという状況でございます。若い方にチャンスを、というのが趣旨であろうというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 90 号から、議案第 93 号までの 4 件を一括して採決します。議案第 90 号、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備についてから、議案第 93 号、安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

議案第 90 号から、議案第 93 号までについては、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 90 号、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備についてから、議案第 93 号、安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの 4 件については、原案のとおり可決しました。

日程第 6、議案第 94 号

日程第 6、議案第 94 号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案第 94 号、工事請負契約の変更について。旧松原小学校解体工事に伴う工事請負契約の変更について、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細については、担当課長から説明させます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは、議案第 94 号、詳細説明は議案の読み上げをもって、代えさせていただきます。工事請負契約の変更について。次のとおり、工事請負契約を変更したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1、契約の目的、旧松原小学校解体工事。2、変更前工期、着工令和 4 年 6 月 10 日、完成令和 4 年 12 月 28 日。3、変更後工期、着工令和 4 年 6 月 10 日、完成令和 5 年 3 月 31 日。4、契約の相手先、広島県山県郡安芸太田町大字遊谷 665 番地 1、株式会社河本組、代表取締役河本和雄。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 94 号、工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

議案第 94 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 94 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決しました。

日程第 7、請願第 5 号

○中本正廣議長

日程第 7、請願第 5 号、増水時における修道橋の安全性に関する請願を議題とします。

審査を付託した産業建設常任委員会 委員長からの報告を求めます。津田委員長。

○津田宏産業建設常任委員長

審査報告を行います。本委員会に付託された請願を審査した結果、会議規則第 94 条の規定より報告します。件名、請願第 5 号、増水時における修道橋の安全性に関する請願書。提出者、修道振興協議会会長、佐々木治郎。請願の要旨、今後の豪雨災害に備え、広域避難場所である修道活性化センターへの安全な避難経路確保のため、修道橋の抱える課題を早期に解決すること。審査結果です。昨今の異常気象は、河川の増水や水位上昇による冠水をもたらす恐れがある。その中で、避難経路を確保するための適切な対応が求められる。よって、採択とする。なお、修道橋を整備する前提として、護岸拡張の対応が必要であることを付記いたします。以上、報告します。

○中本正廣議長

以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、請願第 5 号、増水時における修道橋の安全性に関する請願を起立により採決します。委員長の報告は、請願第 5 号は採択です。請願第 5 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、請願第 5 号、増水時における修道橋の安全性に関する請願は、委員長の報告のとおり、請願を採択することに決定しました。

日程第 8、閉会中の継続審査

○中本正廣議長

日程第 8、閉会中の継続審査について議題とします。総務常任委員会委員長からは、陳情第 14 号、15 号、19 号、20 号の 4 件、産業建設常任委員長からは、陳情第 16 号から 18 号までの 3 件について、閉会中の継続審査をしたいとの申し出があります。おはかりします。この陳情 7 件については、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第 14 号から 20 号までの 7 件については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 9、閉会中の継続調査

○中本正廣議長

日程第 9、閉会中の継続調査についてを議題とします。各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申し出があります。おはかりします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。おはかりします。本定例会に付された事件は、すべて終了しました。したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。ここで、閉会にあたって町長から発言の申出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

発言の機会を頂きましたので、令和 4 年第 7 回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては本会期、並びに各委員会におきまして、長時間に渡り、慎重なるご審議を頂きまして、誠にありがとうございました。また、令和 4 年度補正予算、並びに関係議案を可決いただきましたことについても、深く感謝を申し上げます。賜りましたご意見につきましては、予算執行、並びに業務遂行にあたって、特に念頭において対応してまいります。さて、本定例会が終われば休む間もなく、役場では来年度予算の編成作業が本格化いたします。私としては定例会中に頂いた議員各位のご指摘を念頭に、引き続き人口減少対策を最優先課題として、施策の進化を図るとともに、展開のスピードアップを図っていきたいと考えております。また、議会でもご説明したように、本町のまちづくり施策の最も基本的な計画である、第 2 次長期総合計画は 2024 年で終期を迎えます。来年度は新たな計画を構想するための準備をすすめるタイミングだと考えております。役場といたしましては、それにつながるようなネタを仕込んでおく、タイミングではないかと考えております。議員の皆様方におかれましても引き続き、それぞれの立場から、ご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。最後になりますが、コロナ第 8 波が始まっております。本町も引き続き、多くの感染者が確認されている状況でございます。これから年末に向けて、議員の皆様も何かと多忙な日々をお迎えになることと思いますが、健康には十分ご留意を頂き、新年をお揃いで健やかに迎えたいと思いますよう祈念を申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。この 1 年間、誠にありがとうございました。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和 4 年第 7 回 安芸太田町議会定例会を閉会します。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前 11 時 28 分 閉会